

岩手県告示第4号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、その旨公告する。

平成25年1月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 都市計画の種類 都市施設（道路）

2 都市計画を変更する土地の区域

（1）一関市真柴字岩ノ沢から西磐井郡平泉町平泉字森下まで（別紙図面のとおり。）

（2）西磐井郡平泉町平泉字三日町から字森下まで（別紙図面のとおり。）

（3）西磐井郡平泉町平泉字泉屋から字衣関まで（別紙図面のとおり。）

3 変更に係る都市計画の案の縦覧の期間及び場所

（1）期間 平成25年1月8日から同月22日まで

（2）場所 岩手県県土整備部都市計画課及び県南広域振興局土木部一関土木センター並びに平泉町役場

備考 「別紙図面」は、省略し、都市計画の案の縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。